

第 50 号議案

豊後大野市民病院薬剤師修学資金貸与条例の一部改正について

豊後大野市民病院薬剤師修学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

豊後大野市民病院の薬剤師の確保を図るため、修学資金の貸与額の増額等を行いたいの
で、この案を提出するものである。

豊後大野市民病院薬剤師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

豊後大野市民病院薬剤師修学資金貸与条例（平成 28 年豊後大野市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「10 万円」を「20 万円」に改める。

第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 項中「2 年」を「4 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊後大野市民病院薬剤師修学資金貸与条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。